

渋川商工会議所公式ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川商工会議所公式ホームページ（以下「当所ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要事項を定めるものとする。

(取扱基準)

第2条 掲載できる事業所・広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 渋川商工会議所に入会しており、年会費の滞納がない事業所。
- (2) 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (6) その他公益上特に支障がないと会頭が認めたものであること。

(広告表示方法)

第3条 広告方法は、バナー広告とし、規格等は次のとおりとする。

規格（1枠）	縦40～60ピクセル、横220～240ピクセル、容量25KB以内、JPEG形式・GIF形式
制限	高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、当所ホームページのトップ画面で、当所の指定する位置とする。

(広告の掲載順位)

第5条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの。
- (3) 第1号及び前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると会頭が認めるもの。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1年間を単位とする。ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載の申請及び決定)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を会頭に提出しなければならない。

- 2 会頭は、前項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、広告掲載・不掲載決定通知書により、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 前項により審査した結果、掲載決定の申請者が当所の設定する広告枠を上回る場合は、申込書を受理した順に掲載を決定するものとする。

(広告掲載料金及び納付方法)

第8条 広告掲載料は、別表1のとおりとする。

- 2 広告掲載期間中、当所の都合により広告掲載ができなくなったときは、その時間に応じ掲載期間を延長するものとする。
- 3 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、当所の発行する請求書に基づき一括納入するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第9条 広告作成は、広告を掲載することを承認されたもの（以下「広告主」という。）において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 会頭は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は広告掲載料金を納付しなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の還付)

第12条 既に納付された広告掲載料金は、還付しない。ただし、当所の都合により広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(雑 則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年 4月14日より施行する。

別表1

広告掲載料金

1 枠当たり	期 間	料 金 (税込)
	1 年間	36,000円